

一般社団法人 工事金額適正化推進協会 認定会員規定

(総則)

第1条 この規定は、一般社団法人工事金額適正化推進協会(以下、「本協会」という)への入会手続き及び認定会員について等必要な事項を定める。

(認定会員の定義)

第2条 本協会における認定会員とは、建築関連事業者で、本協会の目的に賛同し、本協会が行う事業活動を支援するため入会を希望し、本協会が定める基準を基に審査され「工事金額適正化推進事業者」と認定されたものをいう。

(審査の申込)

第3条 本協会に認定会員として入会を希望する者は、本協会が発行する審査申込書類を本協会に提出するものとする。

本協会は「工事金額適正化推進事業者」として認定した事業者に対し、認定証、ステッカーを送付し、会員名簿、インターネット上に主な事項を掲載する。

(会員の有効期限)

第4条 会員の有効期限は認定の日から1年間とする。

(会員の責務)

第5条 会員は、「一般社団法人工事金額適正化推進協会 会員行動規範」並びにこの規定を遵守し、本協会の目的達成するため適切な行動をとらなければならない。

(会員についての調査)

第6条 本協会は、審査申込者及び会員について、必要に応じ調査を行う。

(入会の拒否)

第7条 本協会は、審査申込者が以下に該当するときは、入会を拒否する。

1. 虚偽に基づき入会の申込みを行った者。
2. 申込み前の一定期間内に不正な工事を行った者。

(申し込み費用)

第8条 審査申込者は、審査料として60,000円、登録費用として30,000円を納入するものとする。

(会費)

第9条 認定会員は、会費として月15,000円(税別)を納入するものとする。

(認定会員の更新)

第10条 認定会員は、「工事金額適正化推進事業者」として認定された翌年以降、所定の書類の提出と更新料20,000円を納入する。

(退会・資格の喪失)

第11条 本協会の会員が以下の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会を希望する会員が、書面にて届け出たとき。
2. 虚偽に基づき入会の申込みまたは変更の届出を行ったことが判明したとき。
3. 会員が著しく不正または不当な、本協会の目的から大きく外れた工事を行ったとき。
4. 正当な理由無く会費を滞納したとき。
5. 本人が死亡、または法人が消滅したとき。
6. 法令に違反したとき。
7. その他本協会が、相応しくないと判断したとき。

(再審査申込の拒否)

第12条 本協会は第11条の2、3、4、5、6、7号に該当し認定会員の資格を喪失したものが、再度認定会員の審査申込をした場合、これを拒否できる。

(会費、審査料等の不返還)

第13条 本協会は、第8条、第9条及び第10条により納入された会費、審査料、登録費、更新料をいかなる理由があっても返還しない。

(損害賠償責任の免責)

第14条 本協会は、登録された情報に関し、認定会員が損害を被った場合において、一切の損害賠償責任を負わない。
同時に、認定会員と消費者の間で生じた諸問題についても、一切の損害賠償責任を負わない。

(広告等における表示)

第15条 会員が行う広告等において、会員である旨を表示する場合は、「一般社団法人工事金額適正化推進協会 認定事業者」と表示する。ただし、第11条に該当する場合は、すみやかに表示をとりやめなければならない。

(顧客紹介に関する事項)

第16条 本協会より認定会員へ向け顧客(または工事案件)を紹介する場合は別途「業務提携契約書」により契約を締結することとする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 本協会は反社会的勢力の入会を許可しない。

以下の各号に掲げる集団(または個人)を反社会勢力と定める。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
- ② 暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等
- ③ 社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ
- ④ 特殊知能暴力集団ならびにこれらの構成員、その他これに準ずる者
- ⑤ 暴力、威力脅迫的言辞もしくは詐欺的手法を用いて不当な要求をおこない、経済的利益を追求する者

(規定の変更)

第18条 この規定に変更が生ずる場合、本協会は会員に事前に通知する。

附則 本会員規定は。平成22年5月1日より施行する。